



北海道市町村職員退職手当組合告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、平成31年第1回北海道市町村職員退職手当組合議会定例会の議決を経た平成31年度北海道市町村職員退職手当組合一般会計の要領を次のとおり公表する。

平成31年1月22日

北海道市町村職員退職手当組合

組合長 吉 田 弘 志

記

平成31年度北海道市町村職員退職手当組合一般会計予算

平成31年度北海道市町村職員退職手当組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,127,875千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での当該経費の各項の間の流用とする。